

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
(第6回)

日時 令和2年9月9日(水) 13:00~15:21

場所 ウェブ開催 経済産業省 別館2階 240会議室

○下村室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会の第6回会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在の状況を鑑みまして、本日の小委員会につきましても、前回同様オンラインでの開催とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、山地委員長、議事進行をお願いできればと思います。

○山地委員長

委員長を務めております山地です。

それでは、構築小委第6回の会合を始めたいと思います。

前回は、エネルギー供給強靱化法の施行に向けて検討すべき論点等について御議論いただき、検討に当たって注意すべき点とか、あるいは目指すべき方向性について、委員の皆様から多くの有意義な意見をいただきました。

本日は、まずそれらの論点の一部について、前回の委員会での皆様の御意見を踏まえて事務局が深掘りしたものを御確認いただいた後で、再び闊達な御議論をいただきたいと思っています。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

○下村室長

本日の委員会は、インターネット中継で傍聴をいただくこととしてございます。インターネットで御覧の皆様は、経済産業省ホームページにアップロードしてございますファイルを御覧いただければと思います。

本日の配付資料は、配付資料一覧、議事次第、委員等名簿に続きまして、資料1といたしまして強靱な電力ネットワークの形成、資料2といたしまして電力システムの分散化と電源投資、資料3といたしまして消費者庁提出資料を御用意してございます。

○山地委員長

資料は皆さんのところに届いておりますので、議事に入りたいと思います。

本日、資料が2種類ございます。これをそれぞれ前半・後半に分けて、委員の皆様へ御議論いただければと思っております。

まずは事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○小川課長

電力基盤課長の小川です。

資料1の、私のほうから前半、地域間連系線等の増強促進、後半の部分を下村より御説明いたします。資料1ですけれども、前半の1ポツの(1)地域間連系線等の増強促進というところで、4ページを御覧いただければと思います。

本日の御議論ですけれども、本年6月に成立しました改正電気事業法を受けまして、後ほど御説明します全国調整スキームというものが、今後、運用されていくということになりますけれども、そのうちの幾つか、具体的には全国託送方式というものと広域系統整備交付金という、この2つの詳細ルールについて御議論いただければというふうに思っております。

なお、全国調整スキーム、3つあるうちの再エネ賦課金関係につきましては、8月末の再エネ大量導入ネットワーク小委員会において御議論いただいたところでありまして、そこ若干重なるところもこの後出てくるかと思っております。

5ページを御覧ください。全国調整スキームの概要というところで、特に下の部分を御覧いただければと思います。これまでも出ております費用便益分析に基づいて、便益の内訳に応じた費用の一部を全国の需要家が負担する、これを全国調整スキームと呼んでおりますけれども、このうち再エネ由来の効果相当につきましては再エネ特措法の賦課金方式を活用、これは大量ネットワーク小委員会で御議論いただいたところです。

本日の御議論というところで枠囲いしておりますけれども、再エネ以外の電源に由来する全国に裨益する部分、この効果相当については、1つは全国託送方式、もう一つが「一部に」ということで書いてあります卸電力取引所の値差収益を充当ということで、本日は主にこの2つについて御議論いただければと思っております。

続いて、7ページを御覧いただければと思います。今と重複するところになりますけれども、特にこの「従来」というところ、地域の託送料金の負担から「今後」というところで書いてある方式のうち、まずこの全国託送方式というところについて御紹介したいと思います。

続いて、8ページをお願いします。全国調整スキームということで、3つ再度記しております。再エネ賦課金方式、②で全国託送方式、③で卸電力取引所の値差収益の活用と、これら3つのうち、まず再エネ特措法の賦課金につきましては、まさに特別措置として講じられているものであるということ、それから③については取引所の値差収益ということで、これは必ずしも永続的に生じる収益ではないということを前提にしまして、この全国調整スキームの制度的安定性を確保する観点から、②において、①、③でカバーする費用を除いたものを全体カバーするという考え方としてはどうかということを書いております。

具体的には、8ページの下に書いてあるイメージ図になりまして、全体をこの全国託送方式でカバーして、賦課金方式、値差収益活用、①、③の部分を除いたところをこの②が

カバーするということで、「また」の3つ目のポツにありますけれども、法定耐用年数の期間内での設備の増改良といった場合の追加的な費用も、これもそういった観点から全国託送方式の対象としてはどうかというのが1つ目になります。

続きまして10ページを御覧いただければと思います。全国託送方式における負担構成になります。全国託送方式といいましても、全国でカバーする部分と地域で一部カバーする部分と出てきます。具体的には、最初のポツにありますけれども、例えば東北東京、あるいは新々北本の連系線の増強費用への全国託送方式の適用に際しては、9エリアの負担部分と、両端と呼んでいます東北東京であればまさに東北東京の両地域が負担する分、この両者を1：1というふうに整理されております。言ってみましては、全国託送といっても、まさに全国9エリアが見る部分と、関係するエリア、複数のエリアがカバーする部分と、1：1という整理が過去になされております。

この負担割合なんですけれども、何か一義的に定まるものではないという前提で、この全国の負担と特定の地域の負担とのバランスを取るという観点から、今後のこの全国託送方式の適用に当たっても、同じ考えに沿って1：1を踏襲することとしてはどうかというのが、3つ目のポツになります。

その上で、「なお」と最後のところにありますけれども、東北東京の連系線の増強に伴っての地内系統の増強に関しては、ここは地内の系統エリアである東北の負担を前提に既に合意形成もなされているということ踏まえて、引き続き東北の負担としてはどうかとしているところです。

この全国託送方式につきましては、もう一点、12ページになります対象費用の妥当性確保という点になります。この対象費用につきましては、監視等委員会で見えていくというのを考えておまして、既に大量ネットワーク小委でも御議論いただいたところでもありますけれども、費用の妥当性は、監視委員会においてさらに議論を深めていくこととしてはどうかというのが、12ページになります。

以上が全国託送方式でありまして、もう一点、広域系統整備交付金と呼んでいるものは14ページ以降になります。この交付金の原資に当たるものは、卸電力取引所（JEPX）における値差収益というものを原資とすることとしております。具体的なスキームは次のページに出てきますけれども、取引所で発生した値差収益を広域機関に納付して、それを一般送配電事業者に交付していくというスキームになります。

その原資がどれぐらいかという推移が、14ページになります。年々増えてきてまして、直近2019年度でありますと、200億円近くに上っております。この仕組み自体は、さきの法改正で導入されたものでありますので、法律上は、この法の施行後に生じた値差収益を広域機関に納付していくこととなりますけれども、ここでの御提案は、それ以前に発生している収益につきましても、既にJEPX、取引所の業務規定上、幾つか規定が既になされておまして、具体的には他の資産と区分して管理すると、それから、非常に大きな点としましては、今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とすることとされていたと

いうことを踏まえまして、法施行前の値差収益であっても、この業務規定策定後の部分、具体的には、この14ページ下に挙がっている2019とか、18とか、そういったところにつきましても、併せて電力広域機関に納付することとしてはどうかというのが、14ページの御提案になります。

その上での詳細設計ということで、16ページ以下になります。まずは、この交付金の交付対象範囲になります。今し方見ましたように、この交付金の原資になりますのは、金額の規模でいいますと2019年でも200億に満たない金額というところでありまして、幾らでもこの原資があるというものではありませんで、そうした中で、これをどのように使っていくかといったときにですけれども、8月に御議論いただいた再エネの賦課金というのは、別の場で御議論いただいていますけれども、その際には、16ページの下に書いてありますけれども、地域間連系線とそれに伴う地内系統に加えまして、今後マスタープランの策定を進める中で、プラスアルファの部分を検討というふうに整理されております。

一方で、こちらの交付金、JEPXの値差収益によるものということに関しましては、その収益が将来的に縮小していくということが期待される中で、大事に使っていかうという意味で、対象範囲をいたずらに拡大するのではなくて、この連系線とそれに伴う地内系統の増強に限定してはどうかというのが、まず16ページの出発点になります。

その上で、この交付金をどのような費用に対して充てていくか、あるいは期間をどうするか、時期をどうするかということで、17ページ以降になりますけれども、まず、対象の費用としては、これは再エネの賦課金方式と同様ということでありまして、設備に係る費用に限定してはどうかと。具体的には、この17ページの黄色の蛍光部分になります。

続きまして、交付の期間、こちら法定耐用年数を基礎とするという、再エネの賦課金と同じ形にしてはどうかというのが18ページになります。

続けて19ページ、交付時期につきましても、月単位ではなくて年単位、具体的には各年度の早いタイミングで交付としてはどうかというのが、ここでの御提案になります。

その上で、最後にですけれども、20ページになります。その交付額をどうするかということになりますと、冒頭見ましたように、この原資となる金額が一定の限度がある中で、これの今度は交付対象となる範囲につきましても、まさにこれから定めて策定していくマスタープランによって大きく左右されることになる。そういった意味で、その収入といいましょうか、原資に当たる部分の額と、出に当たる部分、これから策定されるマスタープランというものを比べる必要があるものですから、具体的にどれぐらいこの交付金を充てていくかということについては、今後マスタープランの策定の進捗に合わせて、費用がある程度見通せるようになったところで定めることとしてはどうかというのが、最後、20ページの御提案になります。

私のほうからは前半部分、以上です。

○下村室長

それでは、21スライド目からが託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）について

の論点でございます。

22スライド目を御覧いただければと思います。こちらの図に示しているのが、前回の小委でお示しさせていただいた論点の全体像でございますけれども、今回はこのうちの論点の①及び②について御議論いただければと考えてございます。

次、お願いいたします。前回の小委員会でも幾つかコメントをいただいておりますけれども、その中でも、他国の例も参考に日本において留意すべき点について整理すべきと、こういったコメントもいただきましたので、24スライド目から29スライド目に、ドイツ、英国の例をお示しをさせていただいております。

24スライド目を御覧いただければと思います。例えば、ドイツでは配電事業者が約900ということで、非常に多いといった背景もございまして、過去の実績に基づいてそれを統計的に分析をしながらD S Oの託送料金の評価を行っているといった、そういう事例がございます。ここでは、審査期間は約5年間といたしましたレベニューキャップ制度が運用をされてございます。

イギリスでは、審査対象は限られているということで、事業者ごとに事業計画を提出いただいて、それをベースに何度も審議をしてという形での審査が行われてございます。こちらについては8年の規制期間で今、制度が運用されておりますけれども、来年度、2021年から、さすがに8年は長過ぎたということで5年に改められるといった、そういう予定となっております。

いずれの国におきましても、制度の導入当初については効率化を目指して制度が運用されてございましたけれども、足元で見ますと、再生可能エネルギーの増加等にいかに対応をしていくのかと、こういった観点から必要な投資をいかに促すのかという、そういう制度運用がなされているという様子が見て取れるところでございます。

それでは、各論点に入っております。

スライド30からが論点の①、全体のスケジュール等でございます。

スライドの31を御覧いただければと思います。現在、この構築小委員会で御審議をいただいているわけでございますけれども、先般、このレベニューキャップ制度等の詳細について、実際のその審査を行う立場から詳細制度を御議論するため、電力・ガス取引監視等委員会におきまして料金制度専門会合という会合が設置されまして、議論が開始をされてございます。ここでは、消費者の皆様の見解も反映する観点から、消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁にもオブザーバーに本日も来ていただいておりますけれども、といたしまして議論を進めているところでございます。今後は、この小委員会においては審議を行うとともに、基本的にはこの監視委員会の座組みにおいて詳細制度設計を進めていって、来年の夏頃に向けて取りまとめを行っていくこととしてはどうかというスケジュール感をお示しさせていただいております。

スライド32を御覧いただければと思います。こうして来年の夏から秋にかけて制度が整備されますと、これに応じて一般送配電事業者は事前の申請準備をしていただくと。これ

は託送料金制度の大きな見直しになりますので、1年程度をかけて審査を行い、新しい料金制度の開始というのは、法律上は法の成立後3年6月以内ということになっているわけですが、その範囲内ということで、2023年4月からとしてはどうかということと御提案をさせていただくものでございます。

スライドの33を御覧いただければと思います。この際の留意事項でございますけれども、レベニューキャップ制度は送配電事業者の収入上限を承認する仕組みでございますので、一般送配電事業者は、その上限の範囲内で託送料金を設定することが可能となります。一方で、この託送料金が一体幾らなのかということが明らかでない中で収入上限の審査を行うというのは、なかなか難しいといったこともございますので、収入上限の承認申請と並行して、この規制期間中の毎年分の託送料金の御申請も同時にいただいて、これを併せて審査を進めていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

それから、現行の託送料金制度におきましては、福島事故の廃炉の円滑な、着実な実施を担保するために、東京電力パワーグリッドの経営合理化分については、これを1Fの廃炉に充てられるという託送収支上の制度措置を講じてきているところでございます。この点については、託送料金の改革を経てもなお、この手当てに支障がないようにということで、昨年12月に閣議決定も行われているところでございまして、この決定も踏まえた対応が必要ではないかというふうに考えてございます。具体的には、事故後の送配電事業の経営合理化によって、1F廃炉に充てる額については、引き続き、レベニューキャップ制度の中でも確保できる仕組みということとしてはどうかというふうに考えてございます。

以上が、論点①関係でございます。

36ページからが、本日2点目の論点となります。

37ページを御覧いただければと思います。全体のフレームワークでございますけれども、レベニューキャップ制度におきましては、この図にあるように、最初に国が審査方針として指針を提示いたします。この中で、送配電事業者が達成すべきアウトプットの設定をさせていただいて、送配電事業者は、この指針も踏まえて具体的な事業計画を策定する。それに必要な費用を見積もった上で、一定期間の収入上限をレベニューキャップとして設定をいたしまして、その進捗について、一定期間ごとにレビューを行っていくというのが基本的なスキームとなっております。

40スライド目を御覧いただければと思います。そこで、この指針で示すアウトプットでございますけれども、こちらにつきましては、日本全体の電力システムのより大きな便益につなげていくといったことで設計がされてございまして、本年2月のこちらの小委員会の中間取りまとめにおきましては、①、②、③といった形で、安定、それから環境、さらには経済効率性といった3つの観点で便益を考慮していくべきといったことで、取りまとめをいただいております。

こうした提言も踏まえまして、下にはイメージとして、3Eと達成すべきアウトプット項目のイメージを掲げさせていただいております。例えば、安定供給の観点ですと、電

線等の地中化の実施ですとか、設備更新計画の適切な遂行、それからサイバー攻撃に対する適切な対応ですとか、あるいは、安定とそれから経済効率性の両方ともに資するようなものといたしまして、仕様の統一化の推進といったものなんかが考えられるかと思えます。

さらには、本日2番目の論点として、また分散といった議論も出てまいりますけれども、こうしたものの推進も非常に重要と考えられますし、また一方で、大きな基幹送電線に関しては、この資料の前段でもございました地域間連系線等の広域系統の整備というものを、着実に実施をしていくことも重要と考えられます。さらには、デジタル化の推進ですとか、再エネ等の発電設備の連携の円滑化などといったことが、達成すべきアウトプットとして考えられるのではないかと考えてございます。

こうしたものに加えまして、効率化等の審査に必要な観点も加味して、これらのアウトプットについては、実際にこの審査を行う電力・ガス取引監視等委員会において、さらなる詳細な御審議をいただければということを考えているところでございます。

この具体的なもう少しイメージでございまして、41スライド目を御覧いただければと思えます。こうしたアウトプットで設定した項目につきましては、確実な達成を促していくことが重要でございます。そのため、設定した目標に対しまして目標を達成した場合にはボーナス、達成できなかった場合にはペナルティーを科すといった形で、インセンティブを付与する仕組みといったものを検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

例えば、広域系統整備計画につきましては、電力広域機関等でこれから審議がなされるわけでございますけれども、その着実な実施という観点からは、その達成に必要な費用が収入上限にきちんと盛り込まれて、それが一定期間後にスケジュールどおり確実に実施されていると、こういったことをレビューをしていくといったことが考えられます。

また、アセットマネジメント、設備の更新に関しましては、単に年限が来たから更新をするというだけではなくて、ビッグデータも活用をして、設備更新事業を合理化するといった好事例といったものも出てきてございます。こうしたグッドプラクティスなども整理をした上で、今、広域機関でこの高経年化の設備更新ガイドラインといったものを検討いただいているところでございまして、こうしたものも踏まえて、もちろん各社において、ここのガイドラインで書いてあること以上に高度なマネジメントをしていただくことも考えられるわけでございますけれども、こうしたアセットマネジメントの達成度合いなんかをレビューをして、インセンティブに結びつけていくといったことも考えられるのではないかと考えてございます。

一方で、例えば仕様統一化あるいはデジタル化といったものについては、こういう具体的な水準、メルクマールといったものはないけれども、一方で、より高い目標といったものを示して、その達成が求められると、こういう類いの項目などもございます。こうしたものにつきましては、需要密度などの事業実態も考慮しながら、事業者自身で目標を設定していただいて、より高い目標を設定し、またそれを達成した場合には、高いインセン

ティブが付与されると、こういった仕組みといったものの検討が必要ではないかとさせていただきます。

42スライド目を御覧いただければと思います。これをどういうふうにインセンティブとして付与していくかというふうに考えますと、例えば、収入上限そのものに反映させるですとか、あるいは事業報酬率に反映させる。さらには、こちら効率性の達成度合いについては、一律に生産性向上見込み率を付していくといったことも、中間取りまとめで御提言いただいているわけでございますけれども、こうしたものの調整弁として使っていくといったことも考えられます。こうしたアウトプットの目標の設定、あるいはどう評価をしていくのか、さらには、これをどのような形でインセンティブとして付与していくのかといった詳細につきましては、これらの特性も踏まえまして、また監視委員会で御審議いただくこととしてはどうかと考えてございます。

前回も御審議いただきましたけれども、地域間連系線につきましては、現在、事業報酬率が1.5倍というものが課されているわけでございますけれども、こちらについては、今後は広域機関によるマスタープランに沿って実施をしていくということですので、そういう事業報酬率でインセンティブにしていくというものではない形としてはどうかということ、4ポツで書かせていただいております。

それで、最後、45スライド目でございます。では、一定期間ごとという規制期間をどう設定するかという論点でございます。規制期間の長短というものは、効率化の投資インセンティブと投資の予見性といった観点から考えていくことが必要となります。例えば、3年などの短い期間といたしますと、事業者が規制期間内に効率化を達成したことによる利益を十分に享受できないといったことになってしましまして、長期的な観点から行われるべき投資について、十分な投資促進インセンティブが働かないおそれもございます。他方で、今イギリスが採用しているような8年といった長い期間を採用いたしますと、当初の申請時に提出した設備計画等につきまして、8年もたちますと実態と相当乖離をしてしまうといったリスクも高まります。こうした観点から、予見性が失わされてしまうといったデメリットもございます。これらも考慮いたしまして、この一定期間ごとといった場合の規制期間については、5年としてはどうかといったことを今回提案させていただくものでございます。

残りは参考資料でございますので、後で御覧いただければと思います。

こちらの資料の御説明は以上でございます。

○山地委員長

資料説明ありがとうございました。

それでは、今から議題1についての質疑応答、自由討議の時間としたいと思います。

今、説明していただいた内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。御発言御希望の方は、スカイプのチャットボックスにおいて意思表示をしていただければと思います。なお、毎回申し上げて恐縮なんですけれども、時間の制限も

ございますので、発言は簡潔にお願いいたします。また、今回インターネットで配信しておりますので、視聴者の方が聞きやすいよう、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

まず、消費者庁の吉田オブザーバーから発言御希望ですので、吉田さんからお願いいたします。

○吉田オブザーバー

ありがとうございます。消費者庁の吉田です。オブザーバー参加させていただいております。

○下村室長

吉田オブザーバー、マイク入っていらっしゃいますでしょうか。

○吉田オブザーバー

マイクは今入れましたが、聞こえますでしょうか。

○山地委員長

ちょっと声が小さいようですが。

○吉田オブザーバー

もしもし、聞こえておりますでしょうか。吉田です。

○山地委員長

はい、聞こえております。どうぞ。

○吉田オブザーバー

よろしいですか。恐れ入ります。

消費者庁の吉田です。オブザーバーで参加させていただいております。

前回の会合でも消費者庁から申し上げたと思うんですけども、託送料金に関しましては、2016年に消費者委員会の電力託送料金に関する調査会の報告書というのがございまして、これを踏まえまして、消費者担当大臣から経済産業大臣に意見を発出したと、そういう経緯がございまして、そのため、レベニューキャップ制度の設計についても、消費者庁及び消費者委員会で、この制度設計についてフォローさせていただくということにさせていただいております。

先月、去る8月24日に、消費者委員会の第10回電力託送料金に関する調査会におきまして、前回の7月20日の構築小委における議論の状況等につきまして、資源エネルギー庁さんから御説明をいただいたところでございまして、その場における議論の概要、調査会の委員の御意見については、資料3ということでお配りさせていただいておりますので、また後ほど御覧いただければと思うんですけども、かいつまんでどのような意見があったか、ちょっと例えばということで幾つか御紹介させていただきますと、例えば投資が必要で、効率的、合理的なものであるかの判断につきまして、どの程度の仕組みを設けて厳格にかつ柔軟に対応できるのか、議論を十分に尽くしていただきたい。

また別の方の御意見で、コスト効率化インセンティブを確保する一方で、安定供給を確

保する仕組みの検討も重要である。

また別の御意見としまして、規制期間の設定について、近年、事態の急変が多いことや、収入上限改定までに要する準備期間も踏まえて検討されるべきである。

それから、資料ですと2枚目、一番最後のところですが、詳細設計について、決定過程の透明性及び消費者の参画の機会が確保されるようにし、また、消費者委員会側の意見を反映する機会が失われることがないように対応してもらいたいといったような意見が出されたところがございます。

今回の御検討に当たりましては、これらの御意見を踏まえていただけましたら幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

資料3として配られておりますので、皆さん御確認いただければと思います。

ほかに御発言御希望ございませんでしょうか。

今、松村委員から御発言御希望というチャットが届きました。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山地委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

後半の託送料金については、事務局の提案全て合理的だと思います。さらに私、この委員会でも別の委員会でも発言する機会があると思いますので、前半のほうについてのみ申し上げます。

まず、スライド10のところの両端エリア1対1、全国対、1対1というところなんですけど、これは合理的な御提案だと思います。それで、私、若干心配しているのは、この両端エリアというところでした、東京、東北間であれば、両端は東京と東北に決まっているわけですから、何の問題も起きないはずなんですけれども、例えば新々北本を建設するとき、これは北海道と東北をつなぐのか、あるいは海底ケーブルで直接東京につなぐのか、などというような議論というか、聞きようによっては醜い押しつけ合いみたいなものというのがあったと記憶しています。あるいは、今後議論されるであろう関門などでは、九州とその東を結ぶというときに、九州と中国を結ぶのか、あるいは九州と四国を結ぶのかという選択肢もあり得ると思うんですけれども、そうすると、両端と言っちゃうと変なディストーションが起きないかなというようなことを若干心配しています。全く杞憂だと思いますが、この点は何か問題が生じたら柔軟に、例えば九州と中西5社というようなくくり

にするとかというようなことも含めて、もし必要があれば柔軟に見直していただければと思います。

次に、今回のテーマと関係ないことを言うようで申し訳ないんですが、今回の前半の議論は、基本的に連系線を今後増強するというときのその費用というのの負担の仕方ということで、合理的な提案がされていると思いますので全て賛成しますが、この中には今の運用容量を引き上げるための投資というようなものは入る余地があるのかということを、議論する余地はあるかと思いました。

具体的にどういうことかということ、例えば関門に関して言うと、熱容量で決まっている全体の容量というのは、大規模な投資、もう一本線を引くということを考えなければ、もう増やすことはできないんですが、実際には関門の連系線というのの大半の時間帯というのは、熱容量ではなく周波数制約で決まっています。周波数制約で決まっているということは、例えばある種の負荷制限のような投資というのをすることによって、今の設備というのの運用容量を増やすことも原理的には可能だということになります、そのためには一定の投資が必要だということになります。

工学のプロの方から見るとばからしい発想だと思われるかもしれませんが、極端なことを言うと、関門の連系線がルートダウンをしたというときに、直ちに特定の需要家の負荷を遮断するというのをすれば、直ちに運用容量を引き上げることができます。そのために線を引かなければいけないとかというような投資とかというのに関しても、事実上、連系線の増強のための投資というのと効果は非常によく似ているような気がして、こういうようなものというのが対象に入るということになると、今後の実際の設計というのが、連系線の増強というような長期の話だけでなく、足元で数年のオーダーでできるものにも大きく影響すると思いますし、実際に連系線の容量を増やす、増強するというような観点からすると、即効性のあるものというのはいり得ると思います。こういうようなものについて対象になるかどうかというようなことを、私は対象にすべきだと思うんですけども、そういうことについても、もし事務局、お考えがあればお願いします。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

事務局に対する確認については、またほかの委員の方、オブザーバーの方の御発言を踏まえて、まとめて行いたいと思います。

その後は圓尾委員から御希望です。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

圓尾ですけども、聞こえますでしょうか。

○山地委員長

はい、聞こえております。

○圓尾委員

この資料に関する事務局からの提案は全て合理的だと思いますので、特段強く意見申し上げるところはありませんが、ただ41ページ後段の部分について一言申し上げておきます。ほかの委員会でも申し上げたことですが、大事だと思いますので繰り返しておきます。

目標を設定して、それを達成したところにはボーナスを付与して、できなかったところにはペナルティーを科すという、このインセンティブの仕組みは非常に大事だと思います。

41ページのこのポツ3つ目に書いてあるところ、実はここも同じ発想で見るとは思っています。高経年化対策ということで、先ほど事務局の御説明にも、ビッグデータなんかを使いながら効率的に進めているというお話がありましたけれども、私が見る限りまだまだ発展途上のもので、電力会社の中でもかなりデータの蓄積、分析に開きがあるところだと思っています。ですから、懸念しているのは、ガイドラインということでこういったものをつくったときに、最低のこのガイドラインだけをクリアしていればいいんだということで思考停止するのが非常に問題だと、まだまだ一度つくったこのガイドラインを発展させて、さらなる効率化を目指してもらわなきゃ困る状況だと思いますので、ですからこのペーパーで、このページで訴えているような、「目標を達成した場合にはボーナスを付与し」というのも、この観点からも、この高経年化対策のガイドラインをさらに進化させるような提案を出して行動に移しているような会社に対しては、ボーナスを付与すると、もちろんガイドラインすら守れないようなところにはペナルティーを科すというような発想で、これも使うべきではないかというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、広域機関の都築オブザーバーは高村委員の後でいいということなのですが、まず高村委員、それから広域機関の都築オブザーバー、小野委員、廣瀬委員、水本委員、秋池委員、その後、新川委員、そういう順番で進めてまいりたいと思います。

高村委員、お願いいたします。

○高村委員

ありがとうございます。先生、声が聞こえますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫でございます。

○高村委員

はい、ありがとうございます。

大きく言うと2点申し上げたいというふうに思っております。

1点目は、スライドの10についてであります。先ほどの松村委員の御発言にも関連するかもしれないですけれども、今回の御提案について、全国託送方式と両端TSOの負担を1対1とするということについては、当面の系統整備については異論はございません。た

だ、2050年に向けて、あるいは、長期的にあるべき電力システムの構築を支えるプッシュ型の系統整備をしていこうということであると思いますので、特にマスタープランの策定との関係で、今回の御提案も、交付金の範囲も含めて、このマスタープランの策定に応じて決めていくという御提案だと思いますが、この全国託送方式と両端TSOの負担についても、改めてマスタープランの策定に応じて検討議題としていただけないかというのが1点目でございます。

2点目は、スライド 36 以下のところ——特に論点の2だと思いますけれども——に関わるところでございます。

この構築小委でも確認をしておりますし、拝見、資料の中では、第1回の料金制度専門会合でも示されているというふうに思っておりますけれども、将来の電力システムを支えるネットワーク構築の上で、スライドの37や40で示されているように、レジリエンスの向上ですとか、あるいは再エネ導入拡大、あるいはCO₂の削減、それから広域メリットオーダーの拡大等々の広範な全国にまたがるような便益、こちらについて、やはり実現をさせていただきたいというふうに思っております。実現をするような、そういう制度であってほしいと思っております。

既に御提案の中に入っていると思っておりますけれども、とりわけこうした、今、スライド37、40では①から③ということで、とりわけハイライトしていただいておりますけれども、これらの事項が実際に事業計画の中で、将来に向けてどういう計画を持たれ、どういうふうに進捗しているのかということが、進捗を図るのかということが示されるということが非常に重要だというふうに思っております。

これはマスタープランの議論とも連携をして、連携がうまく反映しているかということも指摘をされておりますけれども、そのマスタープランとの整合性も含めて、それがきちんと把握をされて評価がされるという、そういうプロセスを、事業計画の策定と確認をお願いしたいというふうに思います。

最後、関連して達成すべきアウトプット項目の設定や、そのアウトプット項目に応じたインセンティブを与えるといったような方向性について、異論はございません。

特に、電力・ガス取引監視等委員会で、この後、議案をしていただくということでお願いをしたいと思うんですけれども、こちらにも示されていますように、アウトプット項目、過度な、多く設定することも候補としてはあり得るかと思いますが、幾つか、やはり御留意といたしましょうか、検討の際に御考慮いただけないかという点がございます。

1つは、先ほど申し上げました公益性の高い①から③に挙げましたレジリエンスの向上等々については、やはり共通して非常に重要な事項だと思っております、アウトプット項目の中でも恐らくそうした一定の、ほかの項目と比べても重視すべき項目と、重点的に今進捗を図る必要がある項目というのがあるのではないかというふうに思っております。重みづけといたしましょうか、そうしたアウトプット項目についても、そうした必要性の観点から御考慮をいただきたいというふうに思っております。

同じ趣旨で、先ほど①から③を例に挙げましたけれども、全国的にエリアが共同して行って初めて効果が上がる、あるいは効率性が高まるような評価項目もあるように思います。デジタル化などもそうだというふうに思いますけれども、そうした、やはり全国的にエリアが共同して行って効果が上がる、効率性が上がるようなアウトプット項目についても明確に設定をし、できれば重みづけをいただきたいというふうに思います。

それから一番最後に、ぜひこれはお願いをしたいと思いますのは、そもそもやはりこうした制度の変更というのは、長期的な視点を持って将来の電力システムを支えるネットワークを構築する、そうした投資を誘因していこうという、そういう趣旨であったというふうに思っております。その意味では、もちろんコスト効率性は重要なんですけども、こうした長期的な視点がきちんと反映をされて評価がされる、そういうアウトプット項目、評価のインセンティブであっていただきたいと思います。先ほど申し上げました上記の①から③をぜひ重みづけをしていただきたいという趣旨はまさにこの観点でありまして、したがって、短期的なコスト効率性は需要家にとっても非常に重要なのでありますけれども、長期的な将来のあるべきネットワーク構築に向けた、そうした制度改革であるように、この評価項目についても設定をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

チャットの画面にも出ていると思いますけれども、都築オブザーバー、委員の発言の後でいいということでございますので、この後、小野委員にお願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

まず、地域間連系線の増強促進についてですけれども、今回事務局から御提示いただいた案に異論はございません。

検討に当たっては、連系線だけではなく、地内システムの整備に係る総コストや費用負担の在り方も含め、総合的に検討が進むことを期待いたします。

次に、託送料金制度改革についてです。

レベニューキャップ制度に関する論点について、事務局案に異論はございません。

送配電事業の効率化を図るとともに、今、高村先生もおっしゃったように、高経年設備の更新やレジリエンス強化、デジタル化等の電力システムの次世代化に向けた投資を確実に確保できるよう、詳細を設計していくことが重要だと思います。

それから、40 から 41 ページに記載がありますとおり、3 Eの達成に資するアウトプット項目を設定し、必要な投資を促していく方針は適切と考えます。国が適切な指針を示し、ペナルティーというよりは、より高い目標の設定と、その達成を促すインセンティブを適切に設計していくことは肝要と考えます。

あわせて、事業者間で互いに切磋琢磨し、アウトプット項目の達成や、さらなる経営効

率化につなげていく仕掛けを考えるのも一案ではないかと思えます。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、廣瀬委員にお願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。聞こえますか。

○山地委員長

はい、聞こえております。どうぞ。

○廣瀬委員

御説明ありがとうございました。

後半の託送料金制度改革、レベニューキャップ制度に関してですが、前回の会議で出た御要望に応じて、先行するドイツとイギリスにおける事例と審査方法を御紹介くださっており、参考になりました。ありがとうございます。

事務局からの具体的な提案につきましては、このような考え方に基づいて始めてみるということで結構だと思います。

ただし、ドイツやイギリスの例を見ましても、一旦始めてみてからも、その後の状況を見た上で、いろいろな修正が何度も加えられています。日本におきましても、始めた後で何か変更すべき点が見つかった場合には、その都度手を入れて改善していくべきだと思います。

特に研究開発投資は、短い期間では投資を回収できない内容も含まれます。

その一方で、これからは電力の流通に関する新技術の重要性が増していくと思われれます。具体的には、資料の 40 ページから御説明のありました達成すべきアウトプットの項目の設定の仕方に際して、必要な研究開発への投資が削減されてしまうようなことがないように留意していただければと思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次は水本委員、お願いいたします。

○水本委員

ありがとうございます。水本でございます。

まず、2つ目の託送料金制度改革に関しましては、今、廣瀬委員からもございましたとおり、他国の例をまとめていただいてありがとうございました。

既存のインフラの運営と設備維持の効率化につきましては、論点が非常に明確であり、今後、電力・ガス取引監視等委員会で詳細を検討していただくことに全く異論はございません。

1つ目の地域間連系線等の増強促進に関して、18ページのスライドにございますように、この設備の耐用年数というのを見ると、例えば送電線36年ということで、2050年以降も使い続ける設備についての投資であるという認識です。これに関しまして、一昨年、平成30年2月19日のエネルギー調整懇談会の中で、ドイツのエコ研究所の方が、ドイツの電力市場の変化について御説明していただいた中で非常に印象的だったのが、CO₂の排出削減割合が30%を超えるとベースロード電源の役割というのは非常に限定的になって、2030年に55%を超えると、ミディアムロードですらほとんど消滅するというお話でした。

再エネの変動の影響が非常に大きくなって、これまでの電源構成の考え方を根本から変える必要があるという例示だったと思うんですけども、我が国では、2030年26%、2050年80%ということで、こういう状況に直面することになるわけです。

再エネがピーク時に需給がすごく大きく上回るような状況を考えた場合、これまでのベースロードとかミディアムロードを担った電源の稼働率が非常に大きく低下しますし、その供給過剰を吸収するような調整力を、地理的にどのように配置して、時間的にどのように運用するかが、非常に重要になってくると改めて思われました。再エネ導入の拡大というのは、エネルギーミックス3E+Sで、環境の取組によるもので、今申し上げましたような、将来の変化を予測して、安定供給を含むエネルギー安全保障にどのようにバランスさせていくのかということ国として考えて、発電、送配電の投資予見性を確保できるようにしていただけないと、投資を決断することもできない。

高村委員もおっしゃっていたような将来の姿、長期的視点というのが非常に重要になってくると思いますので、次世代ネットワークですとかプッシュ型の系統の形成のコンセプトを検討する際に、回収不能に陥って託送料金が負担が増加するといったような状況にならないように、しっかり検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

そうしますと、次、秋池委員にお願いいたします。

○秋池委員

よろしいでしょうか。

○山地委員長

はい、どうぞ。

○秋池委員

レベニューキャップについて、ドイツと英国の事例を共有くださいますと、大変参考になりました。

この2つの比較というのは、前提の環境が違う中でのレベニューキャップの仕組みの比較だというふうに学ぶことができまして、今後、日本でこれをつくっていくときに、それ

ぞれの国が持っている仕組みの部分部分を合わせていくことで、仕組み全体として総合的には成り立たないというようなことになってしまってもいけないと思います。日本の場合は、事業者数が比較的少ないということで、事業計画を生かした仕組みとして、うまく全体が成り立つように、また、審査その他も効率的に行われ、ほどよく効率的に行われるように設計していただければという、そういう議論ができればと思っています。

また、今回の災害のようなものは、その対応はこの外にあるということだと思いたすので、それも含めて議論だと思うんですが、やはりちゅうちょなく災害対策ができること、それから、その費用を誰が負担するのかということが明らかになることも重要だと思っています。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

次は新川委員なんですけれども、その後は、村上委員が御発言御希望ですので、オブザーバーからの発言の前に、新川委員の次は村上委員でお願いしたいと思います。

では、新川委員、お願いいたします。

○新川委員

後半のレベニューキャップのほうについてだけコメント申し上げます。

ドイツと、今回イギリスの制度の概要がこの表に載っていますけれども、いずれも2つのファクターで見ていて、コストの効率化を実現するという、「効率化スキーム」と書いてあるところですが、とともに将来のためのイノベーション投資を促すという、この2つの観点から制度ができているように思います。

日本においてレベニューキャップ制度を構築する際にも、コスト削減していくということは非常に重要だと思いますけれども、それだけじゃなくて、将来のための必要な投資、イノベーションを促すような投資をしようというふうに事業者が思うような形で制度を設計していくという観点が重要ではないかと思っています。

そういった観点から 41 ページを見ますと、確かに、ゴールを設定して、満たせばインセンティブをもらえて、未達、できなかったときはペナルティーという、そういった考え方を導入すること自体はよいのだと思うんですけれども、あまりこれをきちきちやると、ゴール低めに設定したほうがよいと思ってしまうと思うので、特にペナルティー科すほうだと思うんですが、このあたりを具体的にどのように設計するかについては、投資意欲等を損なわないようにするという観点から、慎重に検討する必要があるのではないかと思います。

事業計画というのを、アウトプットを設定するのも、これ、どのぐらい、例えば5年間のゴールを設定して、その達成度合いを評価していくということだとすると、普通の企業でも3か年計画とか5か年計画はつくって見えていますけれども、随時、事業環境もやっぱり変わるので、立てた目標の見直しをしながら動いていると思います。したがって、そう

いった柔軟性を損なわないような形で、ゴール設定をして評価をするといった制度の設計にしていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

今後、詳細をまた制度設計の委員会等でも協議することになると思いますので、その際にそういった観点からも見ていきたいなと思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫、聞こえております。どうぞ。

○村上委員

はい、ありがとうございます。

まず、ネットワーク強化を全国で支える3つの財源について分かりやすく整理し直していただきまして、どうもありがとうございます。事務局からの御説明と、委員の皆様からの御意見を伺って、理解を深めているところです。

最初に説明をお伺いしたときに、41ページのインセンティブのところ、このレベニューキャップの制度自体に組み込まれているものなのではないか、なぜさらにボーナスが必要なのだろうかということを疑問に思ったんですけども、今、高村先生はじめいろいろな委員の方がコメントをされた中で、そういうことも必要なのかなというふうに感じ始めているところです。

私からは、ぜひ1つお願いしたいのは、最初に消費者庁から御紹介くださいました資料3の最後のその他のところで御指摘されております、消費者委員会側の意見をこのプロセスに反映させる機会が失われることがないようにしてほしいというところに、私もぜひそのようなプロセスを組んでいただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

チャット画面にも出ていると思いますけれども、大橋委員、御発言御希望ということなので、この後、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

すみません、ありがとうございます。

発言する積りではなかったですけども、新川委員がいいことをおっしゃったと思うんで、ちょっと追加で申し上げますが、今回のレベニューキャップのアウトプットに関して、場合によると、K P Iみたいなものをつくられるんだと思うんですけども、これは、非

常に詳細かつ細かいKPIをつくっちゃうと、結局それを達成するために全体が、整合性が取れなくなるようなことというのは往々にしてありがちになるのかなというふうな点を若干懸念します。

これは、どういうくくりで目標のゴールをつくるのかってところに関わる話だとは思いますが、資料の40みたいな形のざくっとしたものだったらいいんですけども、これを定量化するってなると、物によると、えらい細かいアウトプットのパフォーマンス・インディケーターみたいなものになっちゃうのかなと。ちょっとそのあたりは十分に御検討いただいて、あまり管理をするという形の目標設定にしちゃうと、多分、全体で見るときにシステムとしてあまりいい形にならない可能性もありますので、そこはちょっとしっかり丁寧に御議論をいただければなというふうに思っています。

すみません、途中から、ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

それでは、随分お待たせしました。広域機関の都築オブザーバー、お願いします。

○都築オブザーバー

今回の議論の中で、私どもの機関に関係する話題が結構あるわけなんですけれども、その中で、前段のところで、連系線等の整備に卸市場の値差収益を活用するという議論もいただいております。この広域系統整備交付金につきましては、資料にも書いていただいているように、資金が有限だということで、尽きたらそれで一旦区切りをつけて、また、卸市場での市場分断に応じて収益がたまってきて、案件があれば活用の余地があるという、そういうものだというふうに理解しております。

我々も先月の末ぐらいから、マスタープランの検討のための委員会を設置して、議論を開始したところがございます。今回のこの交付金の使い方との関係でいきますと、当然のことながら、早いもの勝ちにすると一般送配電事業者に変なインセンティブが発生したりとかするので、ぱらぱらと整備案件を決めていくということではなくて、さすがに永久というわけにはいかないけれども、ある程度まとまった形で将来の増強イメージをピン留めしていくということが重要だと考えております。

スライドの20のところで、具体的な交付額の話があります。実態的には、どちらかといえば、交付率みたいな議論になってくるんだと思っておりますが、これにつきましては、マスタープランの議論を通じて今後の増強系統を具体化させた後、これに基づき広域系統整備計画、これは電事法上我が方から経産大臣に届け出る対象というふうに規定されているんですけども、この広域系統整備計画を策定していく段階で、費用の概算、それから負担方法についてもその計画の対象として、資金の蓄積状況も勘案して議論をしていくということではないかというふうに理解しております。

関連して、ちょっと1点だけ、実務的な話で恐縮なんですけれども、スライドの14のところで、過去の値差収益を弊機関として受け取るというところですが、いわゆる法律上

の「ザ・交付金」というのを対象として区分経理というふうになっているものですから、これ以外のお金と混ぜることが法令上直ちにできない状況です。なので、恐縮ですがけれども、法令上必要な措置を施していただいて、過去分も含めて交付金として受け取り、一体として管理できるようにしてほしいと思っております。

次に、後段のレベニューキャップの議論のところ、スライド 41 のところに、私どもが策定することになっている仮称ガイドラインというのがございます。これは、今後の整備というより、既存ストックについて目を向けるものとなりますが、先ほど申し上げましたマスタープランを支える仕組みとして、先ほど申し上げたマスタープラン検討の委員会の中で、併せて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから最後、大分前のところで松村先生が御発言された、時間を要する対策だけでなく、短期対策についてどう扱うかという点でございます。我が方で行っていくマスタープラン検討の中でも、単なる増強というところだけでなく、その道行きみたいなことも議論できるというふうに思っておりますので、ぜひ検討してまいりたいというふうに思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、風力発電協会、鈴木オブザーバー、お願いいたします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。風力発電協会の鈴木です。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

はい、聞こえます。よろしく申し上げます。

○鈴木オブザーバー

2点ほど、意見、要望を述べさせていただきます。

まず1番目、全体ですが、全国の託送方式への拡張と、それから、今般議論の中心である費用負担の公平性の案に賛同いたします。

ただし、先ほど都築オブザーバーのほうから話にもありましたが、マスタープランの検討委員会のほうで、かつ、本資料でいうと40ページでしょうかね、40ページに記載ございますが、送電線の増強検討時の費用便益評価については、欧米の事例も踏まえて検討いただきまして、かつ、可能であれば2回線化の検討もして進めていただきたいということをお願いいたします。これが1点でございます。

それから、2点目ですが、2点目は、広域系統整備交付金の内容でございますが、これについても、レベニューキャップ託送料金及びJEPXの値差収入の投入の、関して賛成意見でございます。

今後、具体的にはワーキングなどでも再エネの主力電源化政策に沿った方向で、適切に具体的な検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次はエネットの川越オブザーバー、お願いいたします。

○川越オブザーバー

エネットの川越です。

事務局の提案の方向性については賛成をいたします。

その上で、現場サイドの小売事業者の立場から、申し上げます。

この一般送配電事業者の策定すべき目標について、例えば現行の託送料金の支払い、これはどうやっているかという、利用者である小売事業者が日々、毎日のように一般送配電事業者の小売事業者用のホームページに確認に行き、請求書データを見つけ出して支払うという、通常の商習慣とはかなり違う方式になっております。また、遡及精算とかイレギュラーな精算も時々ありまして、さらには送配電事業者の仕様がばらばらだということもあり、効率的な業務遂行ができず、各小売事業者は非常に困っているという状況がございます。

資料の 38 ページには仕様の統一化や系統利用者へのサービス品質、41 ページにはまさにデジタル化の推進がありますが、これらに鑑みまして、ぜひソフト面での効率化等についても目標設定に入れていただきたくお願いします。例えば託送料金について言えば、その請求方式の統一化、デジタル化を A P I 連携して支払いするとか、そういうことを実現すれば、電力業界全体としても業務の効率化、ひいては社会コストの低減に貢献すると思っておりますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次、東京ガスの菅沢オブザーバー、よろしくお願ひします。

○菅沢オブザーバー

東京ガスの菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。どうぞ。

○菅沢オブザーバー

御説明どうもありがとうございました。

私からは、地域間連系線等の増強促進の点と、レベニューキャップ制度について、1 点ずつコメントさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、スライド 16 の広域系統整備交付金の交付範囲に関しまして、コメントとなります。

御記載いただいておりますとおり、日本卸電力取引所の値差収益は、地域間連系線の制約

による市場分断によって生じたものでございます。この地域間値差の縮小に当てるという目的に活用することが、収益源とのそ活用先がひもづいているという観点で、妥当な整理をしていただいていると考えております。今後も、この考え方に基きまして整理、そして具体化を進めていただければと思っております。

2点目でございますけれども、スライド 37 の中間取りまとめに御記載いただいているとおり、レベニューキャップ制度の目的は、発電等を含む全体コストを引き下げまして、電力システムの便益を大きくしていくことと理解してございます。この目的を着実に達成するためには、スライド 40 から 42 に御記載いただいているとおりに、達成すべきアウトプットを設定して、インセンティブを付与することが重要と考えております。

詳細は料金制度専門会合等で議論されると認識してはございますけれども、スライド 40 に例示いただいたアウトプット項目として、停電が記載されてございます。例えば、送配電設備が設備劣化することに伴い故障することで、停電というところまでは至らなくても、電源側に発電制約が発生し、発電コストも含めた社会コストの増大が懸念されるといった事態が足元でも一部のエリアでは頻発していますので、こういった送配電設備の故障に起因する発電制約につきましてもアウトプット項目に加えていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

監視等委員会の田中オブザーバーから発言御希望ですので、田中さん、どうぞ。

○田中オブザーバー

監視等委員会ネットワーク事業監視課長の田中でございます。

レベニューキャップに関する活発な御議論、ありがとうございます。

31 ページに、資料に記載ございますとおり、こちら、レベニューキャップ制度につきましては、監視等委員会の料金制度専門会合においても詳細設計を御議論させていただく予定としております。本日いただきました御指摘、御意見も踏まえながら検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。

大体以上で議題 1 に関する御発言は一巡と考えてよろしゅうございますかね。

特にチャットのほうでは御希望はないようですので、事務局に対して確認とか、あるいは御要望のようなことがございましたので、この場で少し対応できることであれば御対応いただきたいと思っております。

○小川課長

電力基盤課長の小川です。

連系線、系統絡みで、松村先生と高村先生から 1 点ずつ御提案、御質問いただきました。

まず、松村委員からは、連系線増強のみならず別の方法での、即効性のある別の方法も今回のスキームの対象化になり得るかかどうかというところで御質問いただいております。

本日御議論いただいている内容は、念頭に置いているのは連系線などの、まさに増強のところであります。御質問いただいたような点については、具体的にどういうものが、範囲がかなり広がる可能性もあるという意味において、少しどんなものが、同じような効果を持つものとしてどのようなものがあるかというのを整理した上で、改めて、どのような形でこの対象になるかというのを検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、高村委員からお話のありました点、負担の1対1というところについて、マスタープランの策定に応じての検討と、将来的にというところで、今回策定を進めていくマスタープランとの関係では、本日御議論いただいた方式でいきたいとは考えております。

他方、おっしゃっていただきましたように、今後どのような形で整備を進めていくかという中では、おっしゃっていただいたような負担割合というところも中期的には検討課題になるかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○下村室長

レベニューキャップ制度につきましても多数御意見いただきまして、ありがとうございました。先ほど電力監視委員会の田中課長からもございましたけれども、これから詳細設計をしていく上で、本日の御意見も踏まえて、さらに検討を深めていきたいと考えてございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

私がちょっと気になったのは、松村委員の発言の中で、両端と9エリアの比率の1対1で、両端の定義という話があったのですが、それはどうですか。

○小川課長

ありがとうございます。

両端の話につきましては、松村委員からは、杞憂かもしれないがというお話ありましたが、具体的なところで、確かにシンプルな両端という形ではなくて、もう少し、例えばこれまでも同様な連系線整備のときもありました。具体的に、例えばFC増強で裨益する範囲はどうかという話は出てき得るものですから、ここで両端だという決め打ちをするつもりはなくて、具体的な連系線などの対象によってはその範囲自体も、両端なのか、もう少し広い範囲なのかというのは、そのときに検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

今、皆様からの御発言を踏まえて、事務局からこの場で対応できることを対応していただきましたが、議題1に関して、さらに御発言御希望ございますでしょうか。もし御希望があれば、チャットで入力していただきたいんですが。

よろしいですかね。特にないようでございますね。

それでは、これから議題2について、資料2の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○下村室長

それでは、議題の2、電力システムの分散化と電源投資のほうに移らせていただきます。

皆様、お手元、資料2を御用意いただければと思います。

資料のスライド2を御覧いただければと思います。本日は、こちらの赤枠で囲っております配電事業制度と、それから平時の電力データ活用の、2点について御審議をいただければと考えてございます。

スライド5を御覧いただければと思います。こちらの絵は前回の審議会でお示しさせていただいた資料でございますけれども、そのうちの赤枠、配電事業制度について、今回論点の2、4、5、10について御審議をいただければと考えてございます。

まず、6スライド目、論点の2でございます。

7スライド目を御覧ください。

配電事業など分散型グリッド導入の取組というものは、災害時のレジリエンスの強化、太陽光やEV等の地域の分散型リソースのさらなる活用、AI等を活用したさらなる効率的な運用などを進めていく上で、非常に重要だというふうに考えてございます。

これらの分散グリッド、様々な制度もございますし、また、グリッドごとの仕組み、特色といったものもございますので、配電事業に限らず、適材適所で制度を活用しながら活用を推進していくということが考えられます。このため、これらの分散型グリッド等の先進事例ですとか、広域機関あるいは一般送配電事業者等との間で必要となる契約ルール、システムなどを整理いたしまして、配電事業に限らず、広くその分散型システムを導入するに当たって必要となる事項を整理いたしました、分散型システム導入プランというようなガイドラインという形で整理をしていってはどうかというのが、まず最初の御提案となります。

例えば、8ページを御覧いただきますと、こうした分散型グリッドの参入パターンといたしまして、参入してくる事業者として考えられるものとして、地域新電力が配電網の維持のところまで行うとか、あるいは他のインフラの技術を持っている事業者ですとか、AI等の技術を持っているベンチャー企業といったもの、あるいはこれらの組合せ。

事業の効果といたしましては、レジリエンスの向上、システムの効率化、再エネ等の分散電源の導入の促進、さらには、地域の電力を地域で活用していくといった地域サービスの向上といった効果を期待するといった例が考えられます。

じゃあ、どういう場所に参入をしてくるかということ、これまではこの②番でいいです、

新規の街区等に配電網を自営で引いて、そこもまとめて運営をしていくというような特定送配電、あるいは特定供給といったモデルが中心だったわけでありますけれども、今般の配電事業によりまして、既存の配電系統の譲渡、貸与によって、例えば街区規模で運用をしていくですとか、配電系統の末端で運用をするとか、あるいは離島でまるっと供給をするとか、こうしたものも考えられるということでございます。こうした事例なんかを整理していつてはどうかということでございます。

例えば 10 ページなんかを御覧いただきますと、諸外国なんかを見てみましても、例えば、E.ON、RWEが資産交換をして、E.ONは配電と小売に特化をするといった動きなども出てきております。

11 ページを御覧いただきますと、これは、分散型電源あるいはEVの増加に対応するために配電と小売を一体的に運用して、さらなる付加価値を目指していく、追求をしていくと、こういった事業の再編といったものも行われてきているところでございます。

12 ページ以降には、従来型の特定送配電、あるいは特定供給で出てきている地域の供給モデルといったものを、幾つかお示しさせていただいてございます。こうしたものを整理しながら、どういう参入形態があり得るのかといったものをまとめていけないかと、こういう趣旨でございます。

それから、22 スライド目を御覧いただければと思います。

配電事業者の事業範囲についてということございまして、改正電気事業法では、配電事業者は「自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業」とされてございます。

これらも踏まえまして、配電事業者が自ら電力量調整供給あるいは周波数維持等の実施主体となること、それから、レジリエンスの強化等を進めていく観点からは、この配電用の電気工作物の定義といたしまして、配電用変電所も含めて7,000ボルト以下の配電設備及びこれらの配電設備と一体で運用することが適当と考えられる送電・変電設備等、例えば離島などで、これより高い電圧のものがあるような場合には7,000ボルト以上であっても一体として運用することが適当と考えられるものも想定されますので、こうしたものも含めて配電事業の事業範囲としていつてはどうかということ御提案をさせていただくものでございます。

それから、23 ページを御覧いただければと思います。続いて、必要となるルール、システムの関係でございます。

24 ページを御覧いただければと思います。

配電事業者は特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体となりますので、配電事業ライセンスの義務というものは一般送配電事業者見合いで設計をさせていただきます。

具体的には、下の絵にございますように、安定供給に係る業務といたしましては、潮流管理、需給運用、それから周波数、電圧維持等の業務を担っていくことになりまして、ま

た、料金精算という観点からは、検針、それから精算といった業務が必要になってまいります。これらいずれの業務につきましても、一般送配電事業者、それから電力広域機関と密接な連携といったものが必要となってまいりますので、次のスライド以降で、少しその詳細について掘り下げさせていただければと考えてございます。

25 ページを御覧いただければと思います。

配電事業者は、電力量調整供給義務、それから周波数維持義務といったものが課せられてございます。

一方で、現時点の系統構成を前提といたしますと、その配電事業エリアとその周辺の一般送配電事業エリアとをつなぐ結節点の部分には容量制約がないと考えられまして、こうした場合には、一般送配電事業者が配電エリアも含めて一体として電力量調整供給を行っても、安定供給上問題があるかという、直ちに問題は生じないと考えられます。

このため、配電事業者は、これらの義務の履行に当たりまして、特に制度の開始当初におきましては、これらの業務を一般送配電事業者に委託することができ、また、一般送配電事業者は配電エリアも含めて一体とした需給調整を行うことができ、さらに、一般送配電事業者は正当な理由なくば、この協議に応じなければならないという整理としてはどうかというのがこちらの提案でございます。

26 ページを御覧いただければと思います。

そうはいつても、配電事業は、これ、ある特定の供給区域において面的に安定供給の主体となるという事業でございまして、事業のライセンス上も許可制ということで、非常に厳しい。経理的基礎あるいは技術的能力といったものも評価をした上で国の許可に係らしめると、こういう制度形態になってございます。こうした観点からは、配電事業者は早期にこれらの技術的な能力を備えて、自らこうした業務を担っていくといった視点も非常に重要だというふうに考えてございます。

じゃあということで、配電事業者が自らこれらの業務を行うといった場合には、幾つか電力システム全体に係る課題の整理といったものも必要となってまいります。

例えば、こうした事業者が存在できた場合に、バランスンググループが配電事業エリアごとに別BGを形成して管理していくことが必要になるのかどうか。あるいは、JEPXのビディングゾーンと、こういった観点からもこれらの配電事業エリア別に管理していくことが必要になるのかどうかと。さらには、電力広域機関が配電事業者からの調整力確保計画その他計画の受付・管理のシステム改修をするのかどうかと。こういった論点について一つ一つ整理が必要となると考えてございます。

このため、まず制度の開始時点では、これらの業務につきまして一般送配電事業者に委託することは基本としつつも、並行的に、配電事業者が自ら電力量調整供給等を行う際のシステム全体の課題の整理ということ、併せて議論を行っていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

続いて、27 ページを御覧いただければと思います。

じゃあ、配電事業が算入してくるものの付加価値って一体何だろうかということをお考えますと、最も一般的なものといたしましては、災害等に際しても高いレジリエンスを発揮するというので、その区域は引き続き電力供給が維持されると、こういった点が大きな強みの一つというふうに考えられます。

このような供給を行おうとする場合には、その配電事業エリア内の需要家に対して、その提供条件を明確に示しておくということが重要と考えられます。

例えば、オフグリッド運用にどういう条件で移行をするのか、あるいは、どういう条件で通常運用に戻るのか、あるいは、こうした際の供給条件、多分お値段は幾らなのかとか、そういったことも含めて配電事業約款で明確に示していくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

こうしたものも、発電規模あるいは事業地域ごとに様々なパターンも考えられますので、先ほど申し上げたようなガイドラインの中で少し類型別に整理をしていくことが、その参入に資するのではないかというふうに考えてございます。

それから、28 スライド目を御覧いただければと思います。続いて、料金精算に係るものでございます。

現に一般送配電事業者は、メーターから 30 分の電力量を取得して小売電気事業者等に提供するという業務を行っていただいております。配電事業者が参入する場合であっても、配電事業者はその業務を行っていただく必要がございます。

もちろん配電事業者自らが電力メーターを設置して、これらの業務を担っていただくといったことも考えられるわけですが、一般送配電事業者によるメータリングシステムは全国大で現在既に構築されつつある点等を考えますと、これらを利用するほうが合理的といったことも考えられるわけですが、このため、配電事業者は、検針、計量値のデータ管理業務を一般送配電事業者に委託ができ、一般送配電事業者も正当な理由がなければ、これに応じなければならないという整理としてはどうかというのが、ここでの御提案となります。

29 スライド目を御覧いただければと思います。

さらに、料金精算の業務でございますけれども、配電事業者は、その事業エリアにおいて小売事業者から託送料金等を収納するとともに、G I O とのお金のやり取り、あるいは発電事業者とお金のやり取り、さらには国に対する電促税の納付等の業務といったものがございます。

これらのうち、税務を除く清算実務につきましては、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合も考えられますので、これらの業務についても委託業務と位置づけを可能としてはどうかというふうに考えてございます。

以上は論点の 10 でございます。

続いて論点の 5、引継計画の論点でございます。

31 スライド目を御覧いただければと思います。

配電事業者は、一般送配電事業者等から設備を譲り受け、ないし借り受けて配電事業を行うといったことが可能となる、そういう制度設計でございますので、これを従前どおり安定供給を確保する観点から、その業務の引継ぎに支障がないよう、引継計画を作成し国の承認を受けると、こういう仕組みとなっております。

この引継計画の記載内容でございますが、例えばこうしたものを書いていただくということとしてはどうかというのがここでの御提案でございます。

1つは、安定供給確保の観点でございますが、その譲受けないし借受けに係る対象設備の情報、それから、その対象区域の電源ないし需要に関する情報、それから、地方自治体との災害協定なんかが存在する場合もございますので、その場合にはその内容、それから、先ほどのように一般送配電事業者等に業務委託などを行う場合にあってはその内容、さらには、配電事業者が撤退をする際の原状回復及びそれをどのように履行するのかといった内容、こうしたものを少なくとも記載いただくことが必要ではないかというものでございます。

それから、適正価格での設備の譲渡ないし貸与の観点からは、その価格についてもこの引継計画に記載すべきではないかということでございます。

その詳細、33 スライド目を御覧いただければと思います。

例えば貸与を行う場合にあっては、そのクリームスキミングの防止の観点が非常に重要となります。このため、適切な貸与価格につきましては、配電事業エリアにおいて得られる託送料金期待収入から配電事業者自身の業務である配電設備の維持運用費用を除く形、すなわち、配電設備の償却費用、上位系統との接続に係るアンシラリーの費用、さらには、ユニバーサルサービスの維持費用も含む価格を基本として設計をしていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

これが譲渡になりますと、配電設備の除却費用というものは定期的な支払いではなくて譲渡時の一括払いになるということで、一番右に図示したような、そういう範囲の費用を適正価格と観念してはどうかという御提案となります。

このように考えますと、例えば都市部の需要密度が高い地域では④番に相当する費用が大きくなると。一方で、需要密度が低い地域においては、むしろこのユニバーサルサービスはマイナスとなると。その結果といたしまして、場合、地域によっては一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持・運用を委ねると、こうした契約もなる。すなわち、貸与価格等についてマイナスとなるという場合も考えられるのではないかというものでございます。

次のスライドをお願いいたします。

この適正な貸与価格というものは、このように考えますと、そのエリアの期待収益に依存することになります。この収益というものは、時に応じて変わっていくということも考えられますので、この貸与価格等につきましては、定期的に見直しが行われる仕組みにしていくことが必要ではないかとしてございます。

また、この見直しに当たっては、配電事業者が設備の維持運用の合理化、あるいは設備構成の合理化、潮流の合理化等によって、その配電事業エリアないし上位エリアの設備増強の回避につながる等の合理化に貢献した場合には、その貢献というものは失われることのないように、その配電事業者自身にそうした効果をインセンティブとしてもたらされるような、そういう仕組みとしてはどうかとさせていただきます。

さらに、先ほどのレベニューキャップのほうでもアウトプットの中で御議論させていただきましたが、一般送配電事業者自身にとってもこうした分散型グリッドの推進というのも非常に重要だと考えられますので、その配電事業者等の参入のインセンティブになるような、そういう制度設計というものをレベニューキャップの制度設計の中で考慮してはどうかというふうに考えてございます。

それから、配電事業者の託送約款に係る論点ということで、36 スライド目を御覧いただければと思います。

配電事業者は託送供給約款を定めることが必要でございまして、国に届出をさせていただいて、それが不適切である場合には国の変更命令の対象になると、そういう制度設計となっております。

例えば、その基準の一つといたしまして、3 ポツ、一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることといった基準が定められているところ。

例えば、その具体イメージでございますけれども、1 つには、その周辺の一般送配電事業者の託送料金水準に照らして合理的である。例えば高いのであるとすると、それはどういう付加価値があるか。例えば災害時にも供給継続性があるとか、どういう付加価値があるゆえに高いのか。安いのだとすると、どうして安いのか。②番にもございますけれども、その周辺の一般送配電事業者への負担のしわ寄せをしているから安いというものだと合理的とは考えられませんので、そういうクリームスキミングが行われていないかどうか。

一方で、これらの1と2が確保される範囲内において、配電事業への新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、固定/従量の料金比率ですとか、例えば災害時のバックアップ、あるいはモビリティのサービスなど、他の付加価値とのセットでの提供など柔軟性のある料金メニューの提供を可能とすることなどは、その基準の詳細として考えられるのではないかと御提案でございます。

いずれにしても、これらの詳細については、これから審査を行います電力・ガス取引監視等委員会で御審議いただければというふうに考えてございます。

以上が今回御審議いただきたい配電事業の論点でございまして、あわせて、39 ページからは、これに類似はしてはございますけれども少し違う仕組みとして、指定区域供給制度の論点について御紹介をさせていただければと思っております。

40 ページでございますけれども、今回の法律では、長距離の送電線を維持することよりも、特定の区域を元から独立系統化して地域分散型電源によって供給を行うほうが合理的であるといった場合が想定されるということで、離島供給のスキームを参考といたしま

して、陸の中でも同様の分散供給が行えると、こういうスキームを導入したところがございます。

その詳細設計に係る論点を 41 スライド目にお示ししてございます。

特に重要となるのが論点の 2 あるいは 6 でございます。その遠隔分散グリッドの区域につきましては、一般送配電事業者からの指定によりまして経産大臣が指定を行うと、こういうスキームとなっております。このため、その指定に係る基準あるいはその指定の解除に係る基準をどう設計するのかといった点が大きなポイントになってまいります。法律上は、一般送配電事業者の効率的な運営に資すること、電気の安定供給を阻害するおそれがないことといった基準を示してございますけれども、これら具体的な基準をどう設計していくのかということについて、またこれから詳細御審議をいただければと考えてございます。

また、その供給条件につきましては供給約款で記されることとなりますので、その変更命令基準ですとか、あるいは、昨年の議論でもございました、こうした遠隔分散供給を行うこととしますと、それまで他の小売供給を受けていた需要家に対して、その選択肢をどうやって確保していくのかといった必要な対応ということで、論点の④として挙げさせていただきます。

さらには、先ほどの配電事業者の供給エリアが指定区域になるといったことも想定されますので、その場合の考え方などについて、これから御審議をいただければと考えてございます。

最後に、45 スライド目からはもう一つの議題、平時の電力データ活用に関する論点でございます。

46 ページが、これも前回にお示しさせていただいた論点でございます。特に今回、論点の 1 について深掘りをさせていただければと考えてございます。

47 スライド目を御覧いただければと思います。

電力データを適切に活用することは、個人がその成果を享受し、また、豊かな生活実現につながるなど、様々な便益が考えられるところであります。

一方で、プライバシー、セキュリティーをいかに確保していくのかということが非常に重要です。このため、このスキームは個人情報保護法の規律を前提としつつ、3 ポツでございますけれども、個人情報を含む電力データの提供につきましては、国が認定をした組織を介してのみ行うことができると、こういう仕組みとさせていただいたところございまして、じゃあ、あと、この国が認定した組織において、どういう個人情報保護あるいは消費者保護を担保していくのかということが非常に重要になってまいります。

今回は、その詳細について御審議いただければということでございまして、これから少し、情報銀行の認定基準、プライバシーマークの審査基準、ISMS の認証基準、こちらは情報セキュリティーの基準になりますけれども、これらの関連制度の幾つか認証基準がございますので、少なくともこの電力データ活用の認定協会の認定基準に関しては、これ

ら既存の認証基準などを包括したものとしていくことが必要ではないかというのが今回の御提案でございます。

本日の御審議も踏まえまして、また次回以降、具体的な認定基準という形で御提案をさせていただきます。

48 ページ目に、電力データの活用とこれらにより得られる便益のイメージ。これまでも見守りあるいは配送サービス、省エネサービスなどを御紹介させていただいてございませけれども、本日の電気新聞では、火災保険の商品なんかにも電力データが活用できるのではないかとといったことも取り上げられていたところでございます。

それで、51 スライド目を御覧いただければと思います。情報銀行の認定基準として、主立ったものを幾つかピックアップさせていただいてございます。

1 つには、事業者の適格性。あるいは、情報セキュリティー、ガバナンス体制。52 スライド目についていただいて、事業内容といたしましては個人のコントローラビリティを確保するための機能ということで、個人が同意をした場合のみ情報が提供され、また、法人が同意を撤回した場合には速やかにその情報提供を停止すると、こういった機能というのがちゃんと備わっているのかといった基準が整理されてございます。

それから、53 ページ目を御覧いただきますと、こちらがプライバシーマークの審査基準の概要でございまして、例えば、内部向けあるいは外部向けに個人情報保護方針というものがきちんとドキュメント化されているかどうかとか、あるいは、緊急事態への準備が、備えが十分にできていて、緊急事態に対応すべき手順がきちんとドキュメント化されていることですか、54 ページについていただいて、一部かぶりますけれども、個人のデータ提供の拒否権がしっかり確保されているかどうか、苦情相談対応が整備されているかどうかと、内部監査がきちんと行われているかどうかと、こういったものが審査基準となっております。

さらに、55 ページを見ていただくと、I SMS の認証基準を示してございまして、内部向けの情報セキュリティー方針が確立していることですか、この情報あるいは情報処理施設に係る資産目録がきちんと作成、維持がされていること、リスクアセスメントをきちんと実施するプロセスを定めていることといった内容だったり、56 スライド目を御覧いただきますと、情報及び情報処理施設がマルウェアからちゃんと保護されていることですか、ログを取得し、あるいは監視を行うシステムというものが整えられていることなどの審査基準といったものは、既存のものではございます。

繰り返しになりますけれども、これらの既存の基準なんかも参考に、少なくともこれらを包括したような形で、認定協会の認定基準という形で設計してはどうかということで、御審議をいただければと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○山地委員長

御説明ありがとうございました。

それでは、今から議題2に関する質疑応答、自由討論の時間としたいと思います。先ほどと同じで、御発言御希望の方はチャットで御連絡いただければ。また、御発言、非常に論点多岐にわたって多数ございますので、御発言、簡潔にお願いしたいと思います。

なお、あらかじめ秋池委員と高村委員が予定の都合で途中退室というふうに向っておりますので、秋池委員、高村委員のほうで御発言御希望がありましたら先にお受けします。

今、秋池委員のほうから御発言御希望ですので、まずお願いいたします。

○秋池委員

はい、お願いいたします。

配電事業制度についてなんですけれども、やはりこの事業、適正な費用水準で運営されることを前提に、電力の質を落とさないことというのが非常に重要だと考えております。そういう意味におきましては、このことによってほかの産業で起こってしまったようなクリームスキミングが起きない制度にしていくことが非常に重要で、今回、ユニバーサルサービス費用という概念を導入してくださったことは、とてもよかったというふうに思っています。

それからもう一点、引継ぎということを先ほど御説明いただいたわけですが、民間で事業をするに当たっては、始まりがあるときには終わるときのことを考えておくというのは当然のことです。ですので、どなたかに引き継いだとしても、その方が事業継続なさらなくなるということも念頭に置いた制度にしておく必要があるかと思っています。例えば、最初の事業者のライセンスというものを非常に厳しく見て、その方がどなたかに譲渡してしまうとか、あるいは事業を継続していけなくなったときにどうするのかということは事前によく考えておく必要があるかと思っています。それから、この引き継がれた配電事業者さんがメンテナンスを十分にしないで、かなり傷んだ状態で手放されたというようなときに、そのメンテナンス費用を誰がどのように賄うのかということなども考えておく必要があるかと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

高村委員も発言御希望ですので、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。山地先生、聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

主に配電事業制度に関する点でございます。

1点目はスライド7にありますけれども、分散システム導入プラン、仮称ですけれども、

こちらぜひお願いをしたいというふうに思っております。特に、再エネを地域で活用することは事務局の資料にもありますけれども、レジリエンスの観点からも非常に興味高まっておりますので、できるだけ今ある配電事業の事業者の線だけでなく、今日御紹介していただいている特定送配電ですとか、特定供給等といろいろなオプションについても含めて、地域新電力や自治体などにも分かるような形でお示しをいただけるとありがたいというふうに思います。これが1点目です。

2点目はスライド23以下のところにあります論点の10のところであります。配電事業についてできるだけやはり創意工夫ある様々な新規事業者の参入が進むということを期待しておりますが、その観点からも新規参入者の予見可能性への確保、あるいはその需要家の利益の確保という観点から、ここで今日示していただいているような基準、方向性というのは基本的に異論ございません。

特に、やはり今申し上げました新規参入者の予見性というのが新たな参入の上で非常に重要だと思っております。当初、開始時点での一般送配電事業者さんへの委託というのを基本とするという方向性は適切だと思いますけれども、委託の条件について、できるだけ指針等々で考え方を示していただけないかということでもあります。個別に1対1での民衆の交渉を一からやるという形で交渉コストを上げるのではなく、できるだけお互いの間で予見可能性の高い形で委託の内容が決まっていくような工夫というものをお願いしたいというふうに思います。

3点目でもありますけれども、スライドの25あたりだと思いますが、特に計画値同時同量ルールと需給運用における配電事業の役割のところですか。同様に今申し上げましたように制度開始当初の方向性としては異論はございません。スライド26のところでは配電事業者自らがこうした役割を担っていく際の課題の整理をこれから行っていこうということで提起されていることも適切だと思うんですけども、ぜひその中で、今日の前半の議論とも相通じるところがありますけれども、やはり将来に向けて分散型電源が大量に送電線連携していくような絵姿というのが当然あり得るわけで、そのときにTSOとDSO、送電さんと配電さんの間でバックアップを含めた供給力あるいは調整力をどういうふうに分担するのが最も効率的なのか。それぞれが別々にバックアップあるいは調整力を保有するというのは、むしろ非効率になる可能性もあると思っております。委託契約の形でそれを分担するという選択肢もあると思っておりますけれども、同時に市場を通じた効率的な役割分担というような可能性もまた検討の俎上に乗せていただきたいというふうに思っております。

配電事業者の、すみません、これが2点目ではありますが、3点目でしょうか、スライドの41のところにあります、特に指定区域供給制度の場合にそうですけれども、地域の合意形成、非常に重要だというふうに思っております。このスライド41の論点②にあります、自治体や住民への事前説明等というところについても、できるだけ明確な方向性といいたいでしょうか、具体的な方向性というのが示されることを期待しております。その中で、この指定区域供給制度の場合だと特にそうだと思いますが、地域の電力や自治体が関与した

電力事業者がこうした役割を担うことが、こうした制度を促進するというふうにも思っております。冒頭に申し上げました、従いまして分散型プランの中でもこうした地域のプレーヤーに分かりやすい形で、こうした事例も御紹介いただくとありがたいというふうに思います。

最後でありますけれども、今日の議題とは少し違うと思いつつながら、平時の電力データ活用の文脈で、場合によっては山地先生のもう一つの委員会かもしれないけれども、この間、自治体が温暖化対策ですとか、あるいはエネルギー政策を自治体でおつくりになるときに、地域ごとの電力消費量ですとか再エネの消費量を踏まえて目標設定をし、政策を打とうとしております。そういう政策ニーズが地方、地域の場面にあるものですから、分散型の仕組みを進めていくという観点から電力データ、これは政策的な利用の点でありますので今日の議題から少し違いますが、しかしながら平時の電力データの活用の論点の一つとしてはあると思っております、ここで改めて提起をしたいというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

チャットボックスの画面を見ますと、現状、あと御発言御希望は消費者庁の吉田オブザーバーが御希望ですので、まず吉田さんからお願いしたいと思います。どうぞ。

○吉田オブザーバー

消費者庁の吉田です。音声聞こえておりますでしょうか。

○山地委員長

聞こえております。どうぞ。

○吉田オブザーバー

ありがとうございます。

また同じく資料3に関する事なんですけれども、先ほどレベニューキャップの話と同様に配電事業につきましても消費者庁及び消費者委員会での制度設計をフォローするという事にさせていただいておまして、レベニューキャップのところでも申し上げたのと同様に、8月24日の消費者委員会の調査会におきまして、前回第5回の構築小委における議論につきまして、資源エネルギー庁さんから御説明いただいたという経緯でございます。

その場におきまして、消費者委員会調査会の委員の方から資料3の2ページ目でございますようなことで意見が、例えば2の配電事業についての1つ目、配電事業者の自立性の確保や事業が立ち行かなくなった場合のセーフティーネットの在り方が重要である。あるいはその次ですけれども、兼業規制の適用除外基準について、競争への悪影響、ひいては消費者への悪影響を生じさせないことを確保できるようにしてもらいたい。

またその他、レベニューキャップのときと同様ですけれども、詳細設計について決定過程の透明性及び消費者の参画の機会等が確保されるようにし、また消費者委員会側の意見を反映する機会が失われることがないように対応してもらいたいといった意見がございま

したので御紹介させていただきます。

今後もこの場におきまして、このような形で消費者委員会の問題意識や関心事などを記載させていただこうと考えておりまして、この検討に当たりましてはぜひこちらの意見のほうを踏まえて御検討いただければと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

それでは水本委員から発言御希望ですので、水本委員お願いいたします。

○水本委員

ありがとうございます。

配電事業制度についての事務局の案につきましては、特に異論はございません。この制度は参入要件を厳格化すると参入を阻害しますし、緩いとクリームスキミングを生むというようなことで、制度のチューニングを行って、今、消費者の立場で吉田様からもあったとおりの需要家の利益につながるような制度設計にさせていただきたいと思っております。

前半の託送料金制度改革と関連して、ユニバーサルサービスの維持費用について発言させていただきます。例えば、水道、郵便、鉄道といった電力以外のユニバーサルサービスにおいて、不採算地域のサービス維持のために負担が増加していて、このサービスでは量的なめり張りをつけるといったような対応を検討しているようです。電気事業におきましても、ユニバーサルサービスの維持費用の過度な増加は託送料金の上昇につながり、それからグローバルな産業競争力にも影響してきます。配電事業者の参入を含めて、サービスの維持と費用負担の過度な上昇の抑制を両立させて、かつ投資を維持できるような仕組みを考えていただきたいと思います。

電力データ活用に関しましては様々な例、それから海外での先行事例等も参考にして、電力データの移転費等、詳細な制度設計について議論を進めていくことにも異議はございません。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ほかには御発言御希望いかがでしょうか。チャットボックスを見ていますと、ほかの発言御希望が確認できませんが。

では、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

まず、今回新たにできる配電の許可制度ですけれども、様々な委託を一般送配電事業者に許すということはそれなりに理にかなうところもあると思っておりますが、他方で、こうした

新たな配電事業者が災害時であるとかオフグリッド時に、きちっと御活躍いただけるというメリットが地域住民にも見える形でしっかり説明がなされることというのは非常に重要じゃないかなと思います。

クリームスキミングについても一定程度しっかり考えていただいていると思いますが、前回は発言させていただいたと思いますけれども、現在独立に配電事業を営まれているわけではないので、そうした今、契約が独立に現状のものがなされたということを経験としてそのクリームスキミングを考えないといけないと思いますので、今回の資料はそういうふうには考えられていると思いますけれども、ぜひ引き続き注意して見ていただければと思います。

新たな配電事業者に関しては、許可制ですのでしっかり彼らの業務を見ていただけたと思いますけれども、この配電事業がさらに再委託しているとか、いろんな形も場合によるとあり得ると思いますので、そうしたものをどこまで再委託を許すのかとか、新たな配電事業者の再委託ですけれども、そうしたものというのはしっかり見ていただければかなと思います。

今回、特定送配とか特定供給とか制度として従来のものを残されるというふうな整理をしていただいている、この新たなものに全部移行するのは大変なのでそういうふうな整理なのかなというふうに思いますけれども、若干制度が複雑になってくるのも本意とするところではないと思いますので、ぜひそのあたりはクリアに整理いただければかなと、引き続き思います。

情報均衡等の、あるいはプライバシーマークとかひいていただきながら、しっかり個人情報保護のプライバシーを守りつつデータの利活用を進めていただけたらということ、ぜひこちらのほうも引き続き御尽力いただければかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

チャットボックスにも書かれていますけれども、この後5人の委員の方が御発言御希望ですから、順番に回していきます。

まず松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山地委員長

大丈夫です。どうぞ。

○松村委員

後半のデータの利活用については、事務局の資料に異議ありません。特段の意見はありません。

前半の配電事業に関しても事務局の整理、妥当だと思います。

その上で、先ほどから問題になっているスライド33のところ、ユニバーサルサービス維持費用と書かれている④のところというのを明確に出した上で、以前からもしこれを考えるとすれば、当然正もあるし負もあるんだよねということは指摘していたと思うのですが、そのとおりというか正しく整理してくださったと思います。これでお願いします。

それで一応確認なんですけれども、これ定義からして、それぞれのエリアでもし全地域に④に当たるコストというのを設定したとすれば足せばゼロになる、プラスとマイナスでゼロになるように当然なっているはずですよということ、当然そうだと思いますが、それからちゃんとチェックするかどうかということとは別として理念としてはそうなっているはずだと思います。その点の確認をさせてください。

次に、これユニバーサルサービス維持費用と呼ぶのがいいかどうかというのは、少し検討していただければと思います。電力の世界では既にユニバーサルサービスという言葉を使って、離島に関するある種の補填というのに関してはこの言葉を使っているわけなんですけれど、これ同じ言葉で表現するのがいいかどうか、あるいはユニバーサルサービスというのはかなり一般的な言葉なので、これで表現するのがいいかどうかというのは御検討ください。しかし、考え方としてはこのようなものでいいと思います。

次に、実際にそのマニュアルだとかガイドラインだとかというのをつくっていただくときに、結果的に書き方によって参入がすごくしにくくなったり、あるいは逆に過大になったりということ、十分あり得ると思います。この委員会でも多くの委員がクリームスキミングによる、つまり過剰参入というのを懸念していたんですけども、私や高村さんだとかはむしろ過少参入になるのではないかと、本来は参入したほうが望ましいようなところも参入できないんじゃないかというようなことを気にしていました。どっちが正しくなるのか、あるいは両方の問題がなくなるような理想的なものになるのかどうかというのは、もちろん考え方が重要ではあるんですが、その考え方も既に適切に明記されているので、あとはガイドラインというところに大きくかかってくると思います。この書き方、文言1つ間違えるだけで、ほとんど入れなくなるというということだあってあり得ると思いますので、この点については入り得る事業者の意見もよく聞きながら、適切に作成していただければと思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では次、村上委員お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。どうぞ。

○村上委員

私からはデータ活用のところでお話しさせていただきます。47ページに整理されていますように、3つの既存基準を少なくとも包括したものとするという案に私も賛成いたします。

情報銀行の認定基準概要を拝見しますと、相談体制の中に電話対応窓口が記載されていたり、責任範囲のところに賠償責任を明記されていたりということで、この方向で進めていただくのがよいと思いました。

ただ、承認体制につきましては、委員の構成についてより具体的な記載を検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。個人情報保護や情報セキュリティーの専門家はきっと想定されていると思いますけれども、消費者被害などの専門性を持った消費者団体の方を入れていただくなど、改めて要望しておきたいと思います。

あと、併せて御紹介いただいたプライバシーマーク付与適格性審査基準やI SMS認定審査基準については、認定協会はもちろんのことですけれども、情報提供先にも求められる要件ではないかなと思って拝見しておりました。

今後、これをより詳しく検討していく上で、別のワーキングなど設けられるといいなと期待はしていたんですけれども、それが難しいようであれば、今回、消費者委員会の御意見の反映をというメッセージも先ほど紹介されましたけれども、それももちろんさることながら、ある程度の具体性を持って説明ができるようになった段階で、消費者団体との意見交換などを設けていただけるとよいのではないかなと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では次、新川委員、お願いいたします。

○新川委員

それでは、1点だけコメントさせていただければと思います。

31ページのあたりで、引継計画というところですが、今後は、配電事業に参入してくる方が多くなるといいなと思いますが、配電事業は、自分で維持、運営する配電用の電気の工作物を使って託送供給とか調整供給を行う事業定義されているので、それを行う事業者が配電事業者というものに該当するんだと思うんですけれども、一送から最初に設備を借りたり買ったりした後に、それを再譲渡したり、またセール・アンド・リースバックといって戻したりとか、いろいろできるという制度にするという理解でいいのかということをお伺いしたいと思います。もし、そうだとすると、引継計画というものが、31ページに書いてありますが、この引継計画の中身は災害時に対する対応ですとか、撤退時のものもありますし、結構重要な事項が入っているので、事業を運営する人がこれに拘束されて、それを守ってもらえる制度設計にしておく必要があると思うんですけれども、一旦最初に買った人がそれを譲渡したときに、引継計画というのは、また再度国から承認を受けなきゃいけないことにする御予定なのか、それとも、それは従前の引継計画を承継する形、

要するに内容はもう再度変わらなくて承継されるという形になるのかといったようないろんなルールを明確に決めて、参入するかどうか考える際に、その後のイグジットをどうやってやるのかとかを当然考えるわけなので、分かるような制度をつくっていただければと思います。要するに、ルールを明確化してほしいということです。

あとは、これと似た制度として9ページですか、特定送配電事業だとか特定供給といったものもあるので、これが併存する形でどこがどう変わってくるのかという、どの方式で参入するかと考えるときに何が違うか分からないと決められないので、こういったあたりも、どこをどう異ならせるのかということ意識してルールを明確化していただければと思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では次、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

今日の資料について、事務局の提案、方針について全て異論ないのであえて発言しなくてもいいかなとは思いつつ、最後、1点だけコメントさせていただきますと、電力データの活用について、今回、認定協会の認定基準の方向性みたいなものをお示しいただいたというふうに理解しています。非常に厳しい内容で、ほぼしっかり取れるような形で考えた方針ということだと思いますので、これについては、非常にこれも適切な方針が示されたというふうに思いますので、ぜひこの方向で進めていただければと思います。

少し下村室長からもお話あったように、今日もニュースで電力データ活用で保険という話もありましたけれども、活用の方針が示されるといろいろなアイデアが出てきて、その中で新しいビジネス、そして、社会的なメリットが大きくなる可能性がありますので、ぜひその情報の保護という部分に関してはしっかり担保しつつ、これを進めていくということが社会的メリットにかなうと思いますので、この方向で進めていただければというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

次は小野委員、よろしくお願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

まず、配電事業制度についてですけれども、配電事業制度に関連する論点について、事務局案に基本的に異論はございません。これまで繰り返し申し上げてきましたが、全体最適の中で対象地域の安定供給と経済合理性に資することが分散型グリッドの導入を進める前提であることを常に念頭に置く必要があります。

25、26ページに記載の安定供給維持業務の一般送配電事業者への委託や、33ページに記載の貸与価格・譲渡価格の設定に際しても、配電事業者の役割と責任を大前提として、全体最適の実現にも留意し、必要な検討が進むことを期待いたします。なお、遠隔分散型グリッドについて、分散グリッド化することで経済性と供給安定性の改善が見込めるのであれば、それは社会にとっても望ましい変更と言えると思います。需要家への説明を果たし、理解を得ることは極めて重要であります。特定の状況下では公共の福祉と比較衡量することも検討すべきではないかと考えます。

次に、平時の電力データ活用についてですが、スマートメーター等の電力データの利用は、社会課題の解決や新たな価値の創造という観点から非常に重要であります。次世代電力システムの基盤となるものでもあります。個人情報保護、消費者保護とこの利活用のバランスを図っていく上で、先行事例を参考としていく方針は適切と考えます。情報銀行等の実際の運用状況等を見つつ、適切な認定基準を策定する必要があるかと思えます。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後ですけれども、オブザーバーの方から発言御希望ございまして、まず、電気事業連合会、大森オブザーバー、その次に、風力発電協会の鈴木オブザーバーと回していきたいと思います。

大森さん、よろしく願いいたします。

○大森オブザーバー

電気事業連合会、大森でございます。音声聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。どうぞ。

○大森オブザーバー

ありがとうございます。

最初に、災害関連で一言申し上げます。台風10号に関しましては、各被災地域で電力設備の被害も受けまして、九州地方を中心に西日本の広いエリアで長時間にわたる停電発生しました。お客様に大変な御迷惑と御不便をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。特に被害が大きかった九州エリアですけれども、9月7日6時断面で最大47万6,000戸あった停電件数ですけれども、本日9月9日12時時点で約1,500戸まで減少しております。一部地域を除いて本日中の復旧完了を目指してございます。

台風10号への対応については、強靱化法が施行されて初めての広域ダイでの復旧対応となりました。全国の送配電事業者6社から九州エリアへ対応要員ですとか、高圧発電機車53台などの応援派遣をいただきました。私ども電気事業者は、停電の早期復旧に向けて引き続き各電力会社間でしっかりと協力して、お客様に安定した電気をお届けできるよう、全力で取り組んでまいります。

続いて、配電事業につきまして4点コメントさせていただきます。

1点目でありますけれども、論点②につきまして、7ページに分散システムの導入プランを策定して、一般送配電事業者との間で必要になる契約、ルール等を整理するとありますけれども、前回申し上げましたような配電事業者の参入時に発生する費用の負担の考え方についてもここに置いてはどうかというふうに思います。また、設備貸与の場合には不動産賃貸のように敷金を設定することも考えられ、こういった点も盛り込むことで、当事者双方の予見性向上に資するのではないかとというふうに思います。

2点目です。2点目は論点⑩についてであります。今回、配電事業者の業務の一部について、一般送配電事業者への委託を認める方向性が示されました。この点につきましては、社会全体として合理的な制度設計と理解しましたので賛同いたします。委託条件の協議は必要ですけれども、誠実に対応してまいりたいと考えております。

3点目です。3点目は論点⑤の引継計画全般についてです。法規定上、配電事業者が引継計画をつくらなくてよいケースについても対応を考えていく必要があるかと思えます。

具体的には2つありまして、1つ目は新規の街区に参入し、配電事業者が自ら設備をつくる場合、この場合も自治体との防災協定をはじめ一般送配電事業者との連携が必要でありまして、引継計画の記載事項に準じた協議が必要だと認識しています。

2つ目は、配電事業者が送配電事業者以外から設備貸与を受けて事業を行うケース、例えば配電事業者が一旦設備を取得した後に、資金繰りのために設備を第三者に売却しつつ、第三者から設備を借り受けて事業を継続するような場合が考えられます。配電事業者の設備譲渡に対しては、国が中止命令を出すことができるとされていますけれども、引継計画により安定供給とクリームスキミング防止を確保するという今回の趣旨に照らしますと、事業に必要な設備の第三者譲渡は認めないとするのも一案かというふうに思います。

最後、4点目です。貸与、譲渡価格については、33ページに考え方が示されております。事業譲渡の際、その事業から生み出されるキャッシュをベースに対価を算定することはビジネスとして一般的だと思いますし、クリームスキミングが起らないような仕組みを考察いただいたものと理解しましたので、総じて異論はございません。

1点だけ補足的に申し上げますと、貸与価格の算定に当たっては、前回の議論にもありましたけれども、例えば災害が起きたときの復旧は誰が行うのかといったその責任分担の明確化、言い換えると配電設備の維持運用費用のうちで所有者が負担すべき費用と借りる側が負担すべき費用、これを切り分ける必要があるかと思えます。

私からは以上になります。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次は風力発電協会、鈴木さんです。よろしくをお願いします。

○---

鈴木オブザーバー、マイク入っておりますでしょうか。鈴木さん、聞こえておりますか。

鈴木オブザーバー、聞こえますでしょうか。

○山地委員長

ちょっと音声の通信が悪いようですけれども。

○鈴木オブザーバー

聞こえませんか。

○---

今、電話を通して声が聞こえておりますが。

○鈴木オブザーバー

電話でもよろしいですか。

○山地委員長

はい、今聞こえておりますので、電話で結構です。どうぞ。

○鈴木オブザーバー

すみません、ありがとうございます。

風力発電協会というよりは、再エネ業界全体からの意見になるかもしれませんが、2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1つは論点3に絡む部分かと思いますが、配電事業の分散グリッド化のみならず、アグリゲーター事業もなんですが、具体的な事業推進計画を作成する上では、配電のデータが入手不可欠になります。このために、配電網の情報の開示に関しては、配電線マップ、変電所設備容量等の配電網情報先般を、一定の条件の元に、NDAの締結を前提とした情報開示をいただけないか検討をお願いしたいということでございます。

聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

事務局と私には聞こえているんですけども、皆さんのほうは大丈夫でしょうか、オンライン参加の委員とかオブザーバーの方。もし聞こえていなかったら、チャットで入力してほしいのですが。聞こえていますというチャットがありました。どうぞ。

○鈴木オブザーバー

承知しました。

2点目ですが、委員の先生のほうからも意見がございましたのに関係しますが、33ページ、34ページのところにある部分で、配電の譲渡価格あるいは貸与価格についての部分でございます。既に再エネを導入したり、あるいは全体の合理化が若干小さいエリアでも進んでいるところがございます。その部分に対する扱いに関しては、ある一定程度の配慮が必要なのではないかと、今後さらに譲渡あるいは貸与といったところが進む上では。すなわち、ある一定程度の段階的な基準というか、それが必要ではないか、そういうふうにご検討の次第です。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

実は、ただいまの場合は電話がつながったものですから、その電話を事務局のマイクのそばへ持って皆さんに音声をお送りしたということでございます。

ほかにこの議題に関して発言御希望者、いらっしゃいますでしょうか。

特にないと考えるよろしいですか。チャットボックスには特に御発言御希望の画面は出していない、メッセージは出ていないようですので、今回もちょっと事務局に対して少し確認的なことがございましたので、今、対応できるところを事務局に対応していただきたいと思えます。

○下村室長

この論点につきましても、多くの御意見、有意義なコメントをいただきまして大変ありがとうございました。

多くの委員から御指摘のありました設備の譲渡に関するルールを明確化してほしいということでございます。これについては、ぜひこれから詳細を検討していきたいというふうに考えてございます。途中で御指摘のあったように、譲渡を繰り返して責任が不明確になってしまうということは、やっぱりそれはあつてはならないことであるというふうに考えてございます。

法律上は、この配電設備の維持、運用を行う者が許可を受けなければならないということで、そこで許可をちゃんと技術的能力等があることを確認をしていくということでございますけれども、それが譲渡ないし貸与によって形骸化してしまうことのないようにぜひ詳細を詰めていきたいというふうに考えてございます。

それから、松村委員から確認ということで、この呼び方は、すみません、ちょっとまたさらに考えてみたいと思えますけれども、今回、ユニバーサルサービス維持費用ということでお示しさせていただいたものについて、ネットで全体を足せばプラスマイナスゼロになるはずですよねという、理想的にはそのとおりでというふうに考えてございます。それが実際、計算できるかどうかというのはちょっとまた別問題だろうと思えますが、観念とするとそういうものであるというふうに御理解いただければと思えます。

それから、村上委員から御意見がございました消費者団体との意見交換をということでございます。こちら昨年12月、この前段のその取りまとめに当たっても、一度こうしたものを開催をさせていただきました。そのときの事例なんかも踏まえまして、そのやり方も含めて、また御相談、検討をさせていただければというふうに考えてございます。

そのほか様々な有益なコメントをいただきましたので、今後の詳細設計で考えていきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からのこの場でできる対応をしていただいたんですが、それを踏まえ

てさらに御発言、御希望があればお受けしますが、いかがでございましょうか。

特によろしゅうございますかね。

先ほどのユニバーサルサービス維持費用って、相殺するって、片方は片方にあるんだから、それが相殺するのは確かなんだけど、配電事業をやることによって全体のコストが下がるということはあるわけで、そこは相殺というふうなのとちょっと違うのかもしれないんで、私はちょっとそこは考えました。ちょっと私からの委員としてのコメントです。

特に御発言、御希望がないということでしたら、今日の議論をここまでとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

いつものとおり、活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

今回、論点2つの資料共に多岐にわたり多数ございましたけれども、様々な意見をいただきまして、ただ、方向性としては事務局案についておおむねお認めいただいたというふうに私は認識しております。一方、今日非常に多数のコメントをいただきましたし、それから残りの論点というのも結構多くありますので、事務局においては今後も引き続き検討を深めていただくようお願いいたします。

それでは、今後について事務局からお願いいたします。

○下村室長

次回の開催については、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

以上でございます。

○山地委員長

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。